

宇治市斎場のあり方検討支援業務委託について、契約希望者から提案を受けて契約対象者を決定する公募型プロポーザルにより実施するので、次のとおりお知らせします。

令和8年4月10日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市斎場のあり方検討支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、宇治市斎場のあり方を検討するための調査・検証等を行うことを目的としており、その支援に関する豊富な経験と能力を有する優れた事業者による提案を求めため、公募型プロポーザルを実施する。本実施要領は、当該業務に最適な受注候補者を選定するために必要な事項を定めたものである。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 宇治市斎場のあり方検討支援業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「宇治市斎場のあり方検討支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 業務委託料 上限金額は5,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

### 3 参加資格及び条件

参加資格を有する者は、次の参加資格及び条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名参加登録の有無は問わない。ただし、本要領公表日から契約締結日までに本市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生の手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 過去10年間(平成28年4月1日から参加申込書提出まで)において、元請として地方公共団体が発注する斎場(火葬炉)の施設整備に伴って行われた各種業務(火葬施設にかかる各種計画策定)を行った実績(参加申込書提出日までに完了している

ものに限る。)を有すること。

(6) 建築士法第23条の規定により一級建築士事務所として登録されていること。

(7) 以下の技術資格を有する者を配置すること。

配置予定の業務の全般について技術的な管理を行う者(以下「管理技術者」という。)及び業務の全般について照査を行う者(以下「照査技術者」という。)については、技術士一建設部門(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格保持者で火葬場に関する類似業務(火葬場整備に関する基本構想・基本計画)に関して管理技術者または照査技術者としての実績を有する者をそれぞれ配置すること。

#### 4 参加手続

##### (1) 配布場所

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 庁舎本館3階

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

##### (2) 配布期間

令和8年4月10日(金)から令和8年4月23日(木)まで

土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

(正午から午後1時までを除く。)

##### (3) 提出書類

ア 公募型プロポザール参加申込書(様式1):1部

イ 会社概要(様式自由):1部 パンフレット等

ウ 建築コンサルタント登録を証する書類(写し):1部

建築士法第23条の3による一級建築士事務所登録に基づく通知の写しを添付すること。

エ 業務実績調書(様式2)

過去10年間(平成28年4月1日から参加申込書提出まで)において、元請として地方公共団体が発注する斎場(火葬炉)の施設整備に伴って行われた各種業務(火葬施設にかかる各種計画策定)を行った実績(参加申込書提出日までに完了しているものに限る。)について記載すること。

オ 配置技術者調書(様式4)

配置予定の管理技術者及び照査技術者については、技術士一建設部門(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格保持者で火葬場に関する類似業務(火葬場整備に関する基本構想・基本計画)に関して管理技術者または照査技術者としての実績を有する者をそれぞれ記載すること。

##### (4) 書類の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出場所

本要領4(1)に同じ

②提出期限

本要領4(2)に同じ。

③提出方法

郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで(必着)に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。

5 業務等に関する質疑・回答

(1) 受付場所・受付期間

①受付場所

本要領4(1)に同じ

②受付期間

令和8年4月10日(金)から令和8年5月7日(木)まで  
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで  
(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

質疑は文書(様式は自由。但しA4版)によるものとし質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付も認める。その場合には、あわせて電話で連絡し、到着を確認すること。

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、令和8年5月11日(月)午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧できる。

6 技術提案書を提出できる者の選定

- (1) 審査の結果、提案書の提出者として選定した者には、令和8年5月1日(金)に電子メール等により連絡するので、本要領7により技術提案書を宇治市長に提出すること。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者については、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日(休日除く。)以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日(休日除く。)以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

7 技術提案書の提出

- (1) 提案書類(正本1部、副本6部 A4版)

①業務実績調書（様式2）※参加申込時に提出すること

過去10年間(平成28年4月1日から参加申込書提出まで)において、元請として地方公共団体が発注する斎場(火葬炉)の施設整備に伴って行われた各種業務(火葬施設にかかる各種計画策定)を行った実績(参加申込書提出日までに完了しているものに限る。)について記載すること。

②業務実施体制（様式3）

本業務にかかる実施体制を担当業務、配置予定技術者等に考慮し記載すること。

③配置技術者調書（様式4）※参加申込時に提出すること

配置予定の管理技術者及び照査技術者については、技術士ー建設部門（都市及び地方計画）又は一級建築士の資格保持者で火葬場に関する類似業務（火葬場整備に関する基本構想・基本計画）に関して管理技術者または照査技術者としての実績を有する者をそれぞれ記載すること。

④技術提案書（様式5・6、提案書の内容は任意様式も可）

⑤参考見積書（様式任意）

(2) 受付期間

令和8年5月18日（月）から

令和8年5月22日（金）まで

※毎日、午前8時30分から午後5時00分まで

(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出場所

本要領4(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法を用い、提出期限(必着)までに郵送すること。提出期限後に到着した書類は無効とする。

8 提出書類の作成及び記載上の留意事項

(1) 基本事項

文字は注記等を除き原則として11ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲とする。この際、審査の公平性の観点から提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)を記載しないこと。

また、提案は文書での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。専門的な知識がない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を使用し、専門用語を使用する場合は、必ず注釈や説明書を付ける等の配慮をすること。視覚的表現(写真、イラスト、イメージ図等)については、文章を補完するために必要最小限の範囲において認めるものとする。

(2) 技術提案書

①業務の実施方針

本業務の特徴等を踏まえた業務実施方針及び斎場のあり方の検討に向けての進め方等について、提案者の考えを記載する。また、業務実施手順を示す実施フロー、スケジュールについても記載すること。

#### ②業務にかかる企画提案

- ・仕様書を基に、宇治市にとって効果的かつ効率的な手法等を具体的にわかりやすく提案すること。
- ・提案の趣旨や貴社のアピールポイントなど簡潔にわかりやすく記載すること。

#### (3) 参考見積書

業務全般についての見積金額を、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額にて記載すること。なお、最終的な契約金額については、見積書の金額を上限額として協議し決定する。

### 9 提案の審査

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各提案書提出者からの提案書類の審査を行い、契約対象者を選定する。
- (2) 審査の方法は書面審査とするが、提案内容に疑義が生じた場合など必要に応じてヒアリングを行うことがある。その場合は、別途対象者に時間、場所等を連絡する。なお、審査評価点が満点の6割に満たない場合は契約対象者として選定しない。
- (3) 審査は、別紙で定める評価基準に基づき、採点を行う方式とする。
- (4) 審査評価点が最高得点の者を契約対象者として選定する。なお、提案者が1者の場合であっても、審査評価点が満点の6割以上であれば契約対象者として選定する。
- (5) 提出した技術提案書が特定されなかった者については、その旨を電子メール等により連絡する。審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (6) 審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

### 10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 本案件期間中に、本要領「3参加資格及び条件」の規定に抵触するに至った場合
- イ 本要領「2業務の概要(4)」に記載の事業予算の範囲を超える提案を行った場合
- ウ 提出書類において虚偽の内容を記載した場合
- エ 提出期間内に提出場所に提出書類がない場合
- オ 同一参加者が複数の提案をした場合
- カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 本要領に違反すると認められる場合

## 1 1 業務委託契約の締結

宇治市にとって最適な提案をした者を審査委員会で特定し、契約候補者とする。契約候補者と契約条件の協議を行い、協議が整えば本件にかかる業務委託契約を締結する。

## 1 2 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書は宇治市の業務委託標準契約書（「契約書約款（役務）」）にて作成する。
- (3) 参加申込書、技術提案書その他本手続きの関係書類に虚偽を記載した場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 技術提案書の提出辞退者に不利益を課すことはない。
- (5) 参加申込書、技術提案書その他本手続きに関する書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。
- (6) プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。
- (7) 参加申込書、技術提案書その他本手続きの関係書類は返却しない。また提出者に無断で使用しない。
- (8) 受領後の参加表明書、技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (9) 提案は1者につき1提案とする。
- (10) 参加表明書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて変更できないものとする。
- (11) (1)～(10)までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部変更し、また追加する場合がある。

評価項目	評価の着目点			評価の配分
			判断基準	
会社の実績	専門技術力	過去10年間の同種及び類似業務の実績	公営の斎場(火葬場)の施設整備にかかる各種業務(火葬施設にかかる各種計画策定)の実績が多いものを優位に評価する。	10
会社の技術者状況	技術者・有資格者数	必要な資格者数を有しているか	一級建築士または技術士の有資格者数が多いものを優位に評価する。	5
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	同種及び類似業務の実績	下記の順位と実績が多いものを優位に評価する。(直近の10年間) ①同種業務 ②類似業務 なお実績がない場合は評価しない。	5
	照査技術者	同種及び類似業務の実績	下記の順位と実績が多いものを優位に評価する。(直近の10年間) ①同種業務 ②類似業務 なお実績がない場合は評価しない。	5
	担当技術者	有益な技術士の資格を有しているか	建設部門(都市及び地方計画)又は一級建築士の資格保持者で火葬場に関する類似業務(火葬場整備に関する基本構想・基本計画)に関して実績を有する者(技術士)を配置できる場合に評価する。	5
本業務の実施体制		各担当部門の配置	本業務を遂行するための十分な人数、人員配置となっているかを評価する。	10
技術提案書	①業務の実施方針	業務理解度	本業務の趣旨を十分に理解し、本業務の目的に沿った的確な実施方針策定のための考え方が提案されている場合に評価する。業務実施手順を示す実施フロー、スケジュールの妥当性が高い場合に優位に評価する。	30
	②業務にかかる企画提案	効果的・効率的手法	業務を遂行するにあたって、効果的・効率的な手法が提案されている場合に評価する。提案の趣旨等が明確である場合に評価する。	30
合 計				100
本業務の見積金額		業務コストの妥当性	予定価格内の見積もりとなっているか	可・否

# 宇治市斎場のあり方検討支援業務委託仕様書

この業務委託仕様書は、宇治市（以下「発注者」という。）と受注者の間で締結する「宇治市斎場のあり方検討支援業務委託」（以下「本業務」という。）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、契約金額の範囲で実施するものとする。

## 1. 業務委託名

宇治市斎場のあり方検討支援業務委託

## 2. 業務の目的

宇治市の斎場は、1984年（昭和59年）に火葬炉5基で設置されたもので、その後大規模改修や増設を経て現在火葬炉8基で、定期的な修繕を行いながら運営を行っている。

竣工後40年が経過し、建物全体の老朽化が見られるとともに、将来の死亡者数の増加や葬送習慣の変容など長期的な展望に基づいた対応が求められている。

本業務は、発注者が宇治市斎場のあり方を検討するにあたって、宇治市斎場の健全度を把握するとともに、将来の火葬需要の推計を踏まえ、既存斎場を取り巻く現状課題の把握し整理するため、各種調査・検証、条件整理などを行うことを目的とする。

## 3. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 4. 業務内容

宇治市斎場のあり方を検討するために、下記の業務を行うとともに、市に助言を行うものとする。

### (1) 火葬場運営状況調査

近年の火葬状況を分析することにより、斎場の火葬受付時間の集中度合い等から利用状況等を把握する。

- ① 火葬状況の調査（前年度の火葬データの分析）
- ② 施設使用状況等調査（会葬者人数、葬送の流れ等、現況の使われ方調査）

### (2) 建物および設備状況調査

斎場の建物及び機械・電気設備、火葬炉設備に関して目視による現状の調査を行い、劣化状況を把握する。

斎場の建物及び機械・電気設備、火葬炉設備の修繕状況の調査を行うとともに、業務関係者へヒアリングを行い、施設の健全度の評価を行う。

- ① 修繕履歴等からの維持管理状況調査

- ② 外構・建築・建築設備の目視調査
- ③ 火葬炉本体及び排気設備の目視調査
- ④ その他付帯設備の調査
- ⑤ 斎場の健全度の評価

(3) 必要火葬炉数の検証

宇治市における死亡者数の推計を行い、地域の葬送習慣や斎場の利用状況、火葬に対する将来ニーズをもとに、斎場における将来の利用状況の推計を行い、必要火葬炉数の検証を行う。

- ① 死亡者数の推計及び火葬需要の予測
- ② 将来の利用状況の推計
- ③ 斎場の必要火葬炉数の検証

(4) 斎場新設や改修、火葬炉の変更などケース別の運営のための条件整理と概算事業費の算出

斎場の利用状況や火葬に関する将来ニーズなどのソフト面の検証結果と、建物及び火葬炉の健全度調査をもとに、新設や施設の長寿命化による既存斎場の利用を含めた、想定するケース別での運営のためのソフト面及びハード面から条件整理を行い、概算事業費の算出を行う。

- ① ソフト面から見た施設の耐用度の確認
- ② ソフト面や健全度調査からみた、既存斎場活用のための条件整理
- ③ ケース別の概算事業費の算出

(5) 施設の方向性の検討資料の作成

ケース別の運営のための条件整理や概算事業費の比較をもとに、実施のための課題の抽出を行い、宇治市の斎場の整備の方向性を導くための基礎資料の作成を行う。

- ① ケース別の条件や概算事業費の比較
- ② ケース別の課題の抽出
- ③ 維持管理経費の概算

5. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

6. 業務の管理

受注者は業務の実施に当たり発注者や指定管理者と綿密な連絡を取り、協議・打合せを行うものとする。

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり発注者から必要とする資料作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。

(2) 受注者は、発注者が関係する行政機関との協議が必要なとき、又は協議を求められた時は、誠意をもってこれに協力するものとする。

(3) 受注者は、協議・打合せに際し、議事録を作成し発注者に提出しなければならない。

#### 7. 再委託の禁止

本業務の履行の全部もしくは大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

#### 8. 協議事項

この業務委託仕様書等に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ決定するものとする。

#### 9. 検査及び引渡し

受注者は業務完了後、速やかに業務完了届けを提出し、発注者の検査を受けなければならない。本仕様書に提示された提出図書一式を納品し、発注者の検査合格をもって業務の完了とする。

#### 10. 成果品

(1) 本業務の成果品と必要部数は次の通りとする。なお、成果品の提出時期については、発注者と協議し決定すること。

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| ① 4. (1) から (3) の調査・検証結果の報告書 | 1部 |
| ② 宇治市斎場のあり方検討資料              | 1部 |
| ③ 宇治市斎場のあり方検討資料概要版           | 1部 |
| ④ 上記に関する電子データ                | 1式 |

(2) 電子データについてはウイルスチェック済みの CD-R に保存したものを納品すること。

(3) 電子媒体作成に関わる費用については、受注者の負担とする。

#### 11. 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備しなければならない。また、プロポーザルでの提案内容及び協議における決定事項は仕様を含むものとする。